

實
驗
日
本
修
身
書
卷
四
高
等
小
學
生
徒
用



T1A3
22
(W46)

明治廿七年一月十六日
文部省檢定濟

三宅米吉校閱
中根淑
渡邊政吉編纂

實驗
日本修身書卷四
高等小學
生徒用

東京 金港堂書籍會社

第一課 孝行

親の心を安からしむるは、孝子の最も心を用ふべきところなり。されば子たるものは、和順を専らとして、親に事へ、常に其の心を慰めんことを謀るべし。

大嶋肥前守は、人と爲り温和にして、よく母に事



へたる人なり、母の命する事は、すべて「畏りたり」と答へて、異議を唱へたるとなかりしかば、其の弟いふかしく思ひ、肥前守に向ひて、「兄上は何事にも、すべて母上の仰せを肯ひ給ふやうなれども、其の事若し成らざれば、却りて親の命に戻るの恐れあるべし」といふ、肥前守之を聞きて、「若し初めより成し難しとて、其の仰せを拒まんには、忽ち御氣をうとなふの恐れあり、されば先づ快く肯ひれくとうよけれ」と答へたり。

父母ノ命ニハ違フベガラズ。

第二課 孝行

子たるもの、唯父母を親愛することのみを勉めて、心を敬禮に盡くさざれば、其の間親しきに過ぎて、子たるの道を失ふことあるべし。又厚く敬ひ深く畏るるのみにて、親愛の情乏しければ、其の間疎遠になりて、是亦子たるの道を盡くすと能はざるべし。

父母に事ふるには、愛敬兼ね備はりて、始めて孝道を全くすることを得べし。故に何人も、常に父母を親愛し、且敬ひ重んとして、孝道を全くせんこと

とを心がくべし。

寛政の頃、参河の國に、利右衛門といふものあり、姉とめと共に、母に事へて、孝行甚だ厚かりき。家貧しければ、己れは古き衣服を着たれども、母には必ず新しきものを着せ、己れは粗食を食へども、母には必ず美味を進めたり。又其の膳を進むるにも、必ず高く捧げて、敬ひ慎みければ、幼き子供等も、又自ら行儀を見習ひて、不恭のふるまひなきに至りしとぞ。

愛敬兼子至ルハ、孝ノ道ナリ。

第三課 兄弟

兄弟姉妹は、相愛し相敬ひて、頼もくすべし。兄弟に難儀あれば、弟妹之を助け救ひ、弟妹に不幸あれば、兄弟之を慰めいたはりて、親愛の情を盡くすべし。

貞享の頃、備前の國に莊左衛門といへるものあり、性質篤實にして、よく母兄に事へ、農事を勉め酒をも造りて、生計を營みたり。

母は、兄の家に養はれ居けるが、既に年も老いければ、莊左衛門は、道の遠きをも厭はず、朝夕に機

嫌をききて、其の心を安からしめたり。然るに兄負債多くして、家産を失ふべく見おければ、莊左衛門之を憂へて、日頃貯へ置ける四貫目の銀の中より、三貫目を分ち贈りて、之を償はしめんとしたり。親族之を止めて、かくては、營業の資本も盡きぬべし、といふに、莊左衛門答へて、兄は、父の家を嗣ぎて、我が本家なれば、たとひ我が家産を賣り盡くすとも、其の難儀を助け救はざるを得ず、といひければ、皆其の志こに感下、共に力を戮せて源左衛門を助けたり。

第四課 婦徳

婦人は、皆人に嫁して、一家を治め、子女を育みて、人と成すの大任を負ふべきものなれば、早くより其の心得なくてはかなふまじきことなり。一家の主婦と爲りて、家事を執り、子女の母となりて、其の任を盡くさんには、先づ身を修め、女工を習ひて、温良の婦人とならざるべからず、若し身修らず、女工に達せざれば、争てか夫舅姑に事へて、其の道を盡くし、子女を育みて、賢良の人と爲らむことを得べき。されば女子は、早くよ

り常に志操を高くし、言行を慎みて、夫舅姑に事ふる道を學び、子女を教育する法を究むべし。佐久間象山は、信濃の人なり、或る時、江戸に赴きて學を修めんとしけるに、其の母之に諭して、汝學問せんと欲せば、篤實にして、道を學び、勉強して、徳を修むべし、誠に我が訓へを守らば、千里の外にあるも、吾之を憂へず、といへり。象山謹みて訓へを承けけるが、やがて江戸に出で學を修めて、名高き人と爲りたり。

子ヲ愛シテハ、之ニ教フルニ義方ヲ以テシテ、邪ニ納レズ。

第五課 信義

心に思ひ、口に言ひ、身に行ふところ一致して、聊たがふことなく、人に不幸あれば、相助け、難儀あれば、相憐みて、頼こくこと、約せしことは、必ず行ひて、時をたがへず、事を忽にするとなきは、信義を立つるの道なり。



我、人に對して信義を盡くせば、人亦我に對して、信義を盡くすべし、されども、人、我に信義を缺きたりとして、我も亦人に信義を盡くすに及ばず、と思ふことなかれ、信義を行ふは、人の爲めを謀るにあらず、人の人たる道を行ふ爲めなりと思ふべし。

蒲生氏郷の家に、佐佐木高綱が用ひたりと言ひ傳へたる名高き鑑あり、細川忠興之を聞きて、懇望しければ、氏郷も贈り與へんことを肯ひたり。然るに氏郷の家臣亘理某、此の鑑は、御家の寶に

て候へば、人に贈り給ふなかれ、唯是に似たる鏡を、其の名目にて贈り給ふべし、と勧めしかば、氏郷

「なき名ぞと人にはいひてやみなまし、

心のとはばいかがとたへん。

といふ歌あり、其の方の言ふ如くにせば、此の歌に對して、如何に恥づかしからずや、とて、眞の鏡を其のまま贈らしめたりとぞ。

彼ノ信ノ足ラザルヲ患ヘズ、我ノ信ノ足ラザルヲ患フ。

第六課 忠恕

己れのつらく思ふことは、人も亦つらく思ふべく、己れの耐へがたきことは、人も亦耐へがたきものなれば、人の憂ふるを見ては、心を盡くして、之を慰め、人の苦しむを見ては、力を出して、之を助くべし。假り初めにも、人の憂へを憂へず、人の苦しみを察せざるが如き所爲あるべからず。思ひやり深き人は、道路に迷へるものを導きて、其の行くべきところに送り、行歩になやめるものを憐みて、馬を與へたることさへあり。

七
いつの頃にやありけん、江戸の淺草に住める老人、其の妻と共に府内の大師に詣でし時、堀の内
の近邊にて、夜に入り、道に迷ひて、宿るべき家を
尋ね居けるを、通りかかれる婦人、懇に言葉をか
け、わらはと共に來られよ、夫に乞ひて、案内申す
べし、といへり。二人は、悦びて婦人の家に至りけ
るに、其の夫は、下鷺の宮村の新左衛門といへる
大工なりけるが、妻の言をききて、一里餘りの道
をも厭はず、二人を導きて、旅舎を教へたりとぞ。
己レノ欲スルトコロハ、之ヲ人ニ施セ。

第七課 恭儉

身を慎みて、高ふることなきを、恭といひ、用を約
にして、奢ることなきを、儉といふ。恭にして人を
敬へば、患へに遠ざかり、儉にして家を治むれば、
家必ず榮ゆべし。自ら高ふりて、人を侮れば、禍を
醸し、奢りて財を費せば、家必ず亡ぶべし。されば
身を修めんとするものは、恒に恭ならんことを
期し、家を富ますんとするものは、常に儉ならん
ことを勉むべし。

松野清邦は、神戸藩の老職なり、恭儉にして、よく

主に事へ、己れを推して、人を憐み、功あれども、敢て自ら居らず、是皆某等の力なり、我いかでか與らん、といへり。其の學を講じ、政を爲すに、己れを虚しくして、衆議を容れ、文詩を作れば、必ず先輩の添削を乞へり。其の刀劍は、飾るに銅鐵を以てして、金銀を用ひず、衣服は、寒暑を凌ぐに止めて、華美を求めず、飲食は、口腹を養ふに止めて、甘旨を嗜まざりしかば、家人悉く之に化し、婦女に至るまでも、華侈の風を厭ひ、質素の俗を喜ぶに至りたりとぞ。

君子ハ、身貴クシテ愈恭シク、家富ミテ愈儉ナリ。

第八課 沈着

心落ちつきて、重重しきを、沈着といひ、心落ちつかずして、輕輕しきを、輕卒といふ、沈着なれば、事を處して、宜しきに適へをも、輕卒なれば、事に當りて、過ちを速き易し。急用を辨じ、急變に應ずるに當りては、特に心を



落ちつけて、之を處すべし、決して遽ぐべからず。諺にも、「せいては事を仕損ずる」といへば、よく心を潜めて策を考へ、氣を下して事を處せんと心がくべし。

幕府の老中松平信綱は、思慮深かりし人なり、其の右筆をして、公文を草せしむるに、急用なれば、必ず「徐かに認むべし」といひて、速かに「書くべし」とはいはざりき。

いろがずはぬれざらまを旅人の、

あとより晴るる野路のむら雨。

第九課 篤實

人は篤實にしてれとなしきをよこすとす、篤實にしてれとなしければ、人信つて争はず、故に禍に罹ることなくして、其の身無事なり。

太田錦城は、有名の儒者なり、或る時書生を諭して、漢の時に、篤實なる人を、長者と呼びたり、れとなしき好き人といふことにて、此の名義極めて妙なり、人の忿争を好み、凡百の器玩を弄び、醉狂して、躁き舞ふは、皆小兒の習ひの變せざるなり、無用の費を爲しながら、人に物を與ふるを愛

し、み禮讓に薄くして、勝ち氣の張りたるは、皆小
兒の心なり、されば長者とは、小兒に對すること
にて、れどなしくして、子供心の無き人をいふな
り、諸子心して長者となるべしといひたりとぞ。
伊藤竹里は、仁齋の第四子なり人と爲り篤實方
正にして、父の風あり。荻生徂徠の高弟なる服部
南郭は、學博く才高きこと、諸儒の上になりしか
をも、竹里の人と爲りを稱して、温厚の長者とい
ひたり。之を見ても、篤實の行ひの人を服するに
足れるを知るべし。

第十課 清廉

いつの頃にや、大阪に住める何某といふもの、古
道具を賣り拂はんとして、道具屋を呼びよせける
に、大阪屋勘吉といへるもの、一つの香合を見て、
主人に向ひ、此の品は、貴きものと知りながら、か
く粗末にしたまふや、又知りたまはざるにや、是
は織部のはねつるべといへる貴き品なり、我は
是のみ買ひ取りたし、いよいよ賣り給はば、百兩
に購はん、とて、頻りに念をねじ、然る後之を買ひ
とりて、堺の町へ持ち行きけるに、高く購はんと

いふものありしかば、直ちに賣り放ちたりとぞ。
安く買ひて、高く賣らんとするは、なべての人の
情なれども、義理を忘れ人情に背きて、不當の利
を貪ることあれば、遂に世に立つこと能はず、さ
れば心あるものは、皆勸吉の如く、潔白にして、不
義の利を貪ることなかるべし。貝原益軒も、義を
貴びて利を賤しむは、君子の心なり、利を貴びて
義を忘るるは、小人の心なり、君子小人の別は、義
と利との間にあり、といへり。之を見ても、不義の
利を貪るものの、君子ならざるを知るべし。

第十一課 貯蓄

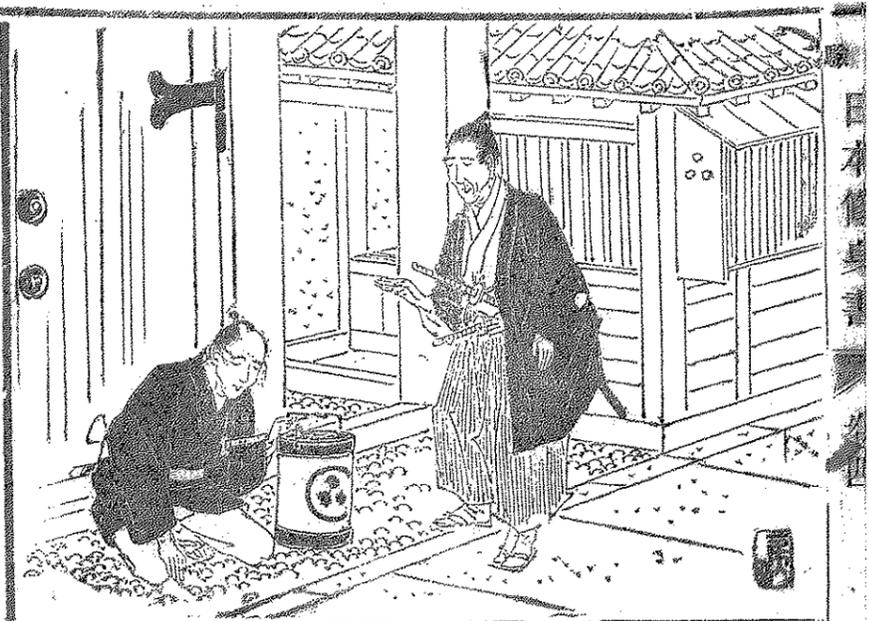
財を用ふるには、入るを量りて、出づるを制し、其
の費すところを、其の得るところに超はしめず、
よきは色の節に適はしむることを務むべし。譬
へば年に千圓の所得あれば、七百圓にて生計を
立て、月に十圓の所得あれば、八圓にて衣食を賄
ひ、月に積み、年に貯へて、不時の費に備ふべし。
小林平兵衛は、慈善の心深かりし人なり、嘗て同
村の人の窮乏なるを憂へ、之を救はんとして、二宮
尊徳を訪ひ、其の教へを受けて、國に歸り、土地を

賈りて、五十五金を得、之を以て救助の資本に充て、且年年收むるところの米穀若干を加へて、之を補ひたり。

平兵衛年老いて、病ひに罹りけるが、起つべからざるを知り、子孫に遺言して、其の志しをつがしめたり。後子孫よく其の遺志をつきて、人を救ひ、金を積みけるが、四十餘年を経て、六千三百二十一圓二十二錢餘に至り、今尙其の業を務むといふ。儉約ハ、安寧ノ基礎タルノミナラズ、又仁惠ノ根源ナリ。

第十二課 仁恕

凡ろ人は、難儀に罹るものを見て、之を憐み、饑寒に苦しむものを見て、心を憐ましめずといふことなし。是何人も、心に人を愛する情あるが故なり。心に人を憐む念起り、人を思ひやる情生せば、之を外に推し廣めて、人に及すべし。我が心を推し廣めて、恵みを施し、人をいたはれば、終に仁者となりて、人に敬はるべし。ただ心に憐み思ふのみにて、人に及さざれば、其の心次第に衰へゆき、不仁の人となりて、人に卑しまるるに至るべし。



昔仙臺藩の儒官に、田邊
 晋齋といへる人あり、仁
 恕の心深くして、人を勞
 すること好まず、日用
 細微の事に至るまで、躬
 自ら之を爲さずといふ
 ことなし。
 嘗て寒夜に友人を訪ひ、
 夜更けて、其の家を辭し
 けるに、從者門に立ち、寒

さに堪へずして、震ひ居たり。晋齋之を見て、其の
 苦しみを思ひやり、我は人の許にゆきても、席暖
 にて、且酒あれば更に寒さを覺はざれども、汝は、
 寒風にさらされて、門に立ち居たれば、其の苦し
 み、さぞかと思ふなり、といへり。是より後は、公
 事にあらざれば、夜行かず、私に人を訪へば、必ず
 夜に入らずして歸りしとぞ。其の仁恕の心深く
 して、人を勞するを好まざること、大むね斯くの
 如し。

人ヲ見ルコト猶己レノ如クスベシ。

第十三課 學問

人にして、學問なければ、事を處して、過ち多かるべし、譬へば忠孝の道知らざれば、忠せんとし、て、忠に背き、孝せんとして、孝に違ふことあり。行軍の法を知らざれば、攻むべきに、攻めず、退くべきに、退かずして、身を亡し、兵を喪ふことあるが如し。されば人は、早くより學を修めて、各其の道を知り、事を處して、宜しきに適ふやうにすべきなり。

源義家、陸奥より歸り、關白藤原頼通の家に往き

て、軍の物語りしけるに、大江匡房、別室にありて、之を聞き、彼は、將才あれども、惜しいかな、未だ兵學を知らず、といへり。義家の從者、之を聞き、愠りて義家に告げければ、義家、或は然らん、とて、匡房を師として、兵法を學べり。後出羽の戦ひの時、雁行の列を亂すを見て、必ず伏兵あるべし、といひて、草中を搜らしめしに、果して敵兵潛み居たれば、撃ちつくさしめて、吾若し學ばざれば、殆かりき、といひたり。ふみよめばやまどもろとしむかし今、萬づの事を知るやうれしき。

第十四課 勤勉

勤めて止まざれば、貧しきものは次第に窮乏を免れ、富めるものは愈富み榮えて、樂境に進むべし、惰りて勤めざれば、貧しきものは愈貧しく、富めるものは次第に財つきて、苦境に陥るべし。人の貧富は、天にあらず、我が働きの大小に由ることなれば、家を治め、業を營むものは、各其の職を勤めて、貧に勝ち、富みを得んことを求むべし。大阪の籃工某の子に、熊次郎といへるものあり、十二歳の時、父眼を疾みて、常の如く業を執りか

ねしかば、母と共に之を佐けて、業を營みたり。後父死しければ、愈心を惱まし、自ら謂へらく、我幼くして、技未だ精しからざれば、人並の業は成し難し、されども人よりすぐれて働きたらんには、母と、弟を養はんこと、亦難かるまふとて、是より早く起き遅く寝ねて、よく其の業を勤め、節句物日も、休むことなかりしかば、子供ながらも、三人の家族を養ひ得るに至れり。是を見ても、勤勉の功の大いなることを知るべきなり。

勤ムレバ、匱シカラズ。

第十五課 才智

事を爲すには、忍耐の氣
なかるべからず、されど
も忍耐のみにて、才智な
ければ、過ち多くして、事
の成るべきやうなし。
才智あるものは、既に知
るところを推して、未だ
知らざるところに及ぶ、
倉卒のをりに、良計奇



策、忽ち心頭に浮び出づるが故に、事成り易くし
て、過ち少し。

太田持資は、道灌と號す、性穎悟にして、歌道を善
くせし人なり。或る時、上杉定正に従ひて、上總の
廳南を攻めけるに、敵其の通るべき海道に弩を
設けて、待ちうけたり。定正之を察し、海の干潟を
通らんとて、人をして潮の満干を窺はしめんと
せしに、をりふし闇夜なりしかば、人人疑ひ懼れ
て、往くことを好まず、此の時持資自ら請ひて馬
に跨り、馳せゆきけるが、程なく歸り來り、潮は干

たり、と報トければ、定正怪しみて、其の故を問ふに、持資答へて、

遠くなり近くなるをの瀆千鳥、

鳴く音に潮のみちひをぞ知る。

といふ古歌あり、今千鳥の聲、遠く沖の方にきこ
はぬれば、潮の干たるところたがひなきといひ
たり。定正、或は然らん、とて、馬を乗り入れしに、果
して潮干たりしかば、諸軍を恙なくすすめたり。

君子ハ智ヲ用フ。

第十六課 躬行

善を知れば、務めて之を行ひ、過ちを悟れば、速かに改めて、偽り飾ることなきを、躬行といふ。善を知りて、躬に行ひ、過ちを悟りて、よく改むれば、其の徳、日に進み月に就りて、遂に善良の人となるべけれども、善を知りて、行はず、過ちを悟りて、悔めざれば、其の徳、日に衰へ月に廢れて、身の破損を免れず。故に心がけよき人は、よく躬に行ふことを務めて、過ちを飾ることなき。

陸奥の國津輕郡蘆沼村に、總四郎といふものあり

り、若き時より莊屋役を勤め居りしが、よく其の職をつくしたり。平生農事のひまある時には、村民を集めて、懇に人道を説き聞かせ、貧しきもの家に病者ありと聞けば、直ちに見舞ひて、醫藥の手當てをなし、又村人の爲めに、古き衣服を數多買ひ貯へ、價を低くして、賣り與ふるなど、萬の事に、よく心を用ひたりしかば、一村之が爲めによく治まれり。領主此の事を聞き、總四郎に五人扶持の米を賜ひて、其の行ひをほめたりとぞ。

君子ハ言ニ訥ニシテ、行ヒニ敏ナランヲ欲ス。

第十七課 過ちを改む

人多くは、過ちの善からざるを知りて、之を改めざるの、大いに耻づべきことを知らず、悲しむべきかな。中村栗園は、豊前中津の人なり、幼き頃、書を讀むを好まず、常に惡しき戯れをのみ爲しければ、父母之を憂へて、屢誠めを加へたれども、改めざりき。或る日、母つらつら思案して、詳に利害を説き諭しけるに、栗園初めの程は、さのみ耳にも入れざるやうなりしが、忽ち容を正して、其の罪をわびければ、父母悦ぶこと限りなく、是より師を擇ひて、學を修めし

めたり。

後江戸に出で、人の薦めに由りて、水口藩の儒員となりしが、同僚の凡庸なるを見て、不平に堪へず、日夜其の門弟と共に、酒を飲み角力なをして、遊び居たり。既にして妻を迎へ、女を生みしに、忽ち自ら悟りて、吾今にして、行ひを改めざれば、妻子を凍餓せしめ、門人子弟をあやまるとあらん。とて、頓に前の行ひを改めたりとぞ。

人誰力過チナカラシ、過チテヨク改ムレバ、善コレヨリ大イナルハナシ。

第十八課 公益

人は、誰にても、世の恩を受けて生活せざるものなければ、誰も我が力の及ぶ限りは、世のためを謀るべし。

浅く考ふれば、人は、皆自ら働きて、自ら食ひ、さのみ世の恩を受けざるやうなれども、實は決して然るに非ず、且此の恩は、世の開くるに従ひて愈大なり。人は皆國土に恩あり、とは、古人既にいへり、吾等文明の世に生まれたるもの、之を知らずあるべしや。



吉田了以は、通稱を與七といひて、山城の國嵯峨の角倉に住めり、故に人呼びて角倉與七といふ。性水利の術に精し、慶長八年、幕府の命を受け、大船を造りて、安南に往き、産物を交易したり。翌九年、美作に往き、和計川に通へる川船を見て、何れ

の川にも、かく船を通せしむべしと思ひ付き、歸りて後、直ぐに山城の大井川に行舟の業を起さんとして、先づ其の水路を檢して、見込みを立て、明年其の子立之を江戸に遣はし、幕府に請ひて許されたり。是に於いて翌年三月より、工事を始め、八月に至りて、全く終りぬ。是より丹波の世喜村より、嵯峨に至るまでの間、行舟の便開けたり。後又幕府の命によりて、富士川を修め、甲斐の鰍澤より、駿河の岩淵に船を通し、尋いで又賀茂川の水を疏通して、伏見より上流に溯り、舟を京都の二條に達せしめたり。

第十九課 忠君

君に事ふるには、終始忠愛の心を存し、如何なる困難に遭ふとも、決して渝ることあるべからず。北畠親房は、元享の頃、大納言にて、世良親王の傳たりしが、親王薨トて、哀悼の情、特に甚たしく、官を罷め、髪を剃りて、宗立と稱したり。元弘三年、後醍醐天皇、隱岐より歸るに及びて、再び出仕し、其の冬、義良親王を奉トて、陸奥出羽を鎮め、幾程もなくして京師に還りたり。延元元年、尊氏京師を犯しし時、車駕に従ひて延暦寺に赴き、其の後吉

野に幸するに及び、又之に従へり。同トき三年、再び陸奥に赴かんとせしに、海上大風に遭ひて、常陸に漂着せしかば、留りて阿波崎神宮寺の二城に籠れり。既して二城陥り、小田城に投トけるに、幾ばくもなくして、其の城又陥りしかば、退きて關城を保ちしに、是又支へ難くして、遂に吉野に歸りたり。後村上天皇の正平六年に至り、勅ありて、三宮に准ト、輦車にて宮に入ること聽さる。著す所の神皇正統記は、今に至りて、世人の尊ぶ所なり。

第二十課 尊王

眞の尊王の士は、一日たりとも、決して其の君を忘るることなく、始終同ト心にて貫くものなれば、一身の事情、世間の風潮なその爲めに、志操を變ト、浮草の、水に随ひて轉ずるが如き、不定の振る舞ひあることなし。

應仁以來、天下麻の如く亂れ、戰爭日に絶えざりしかば、人心自ら暴戾になり行き、仁義忠孝の道殆ど廢れなんとせり。然れば此の頃、王室衰替の御有り様は、申すも恐れ多きはとなりき。然るに

此の間に、猶尊王の大義を忘れざりしは、織田信長毛利元就の二人なりき。

織田信長は、深く王室の衰へたるを歎きて、内裏を造り、又二十年毎に、伊勢の神宮を改造するの制を定めて、朝廷の尊きことを知らしめたり。毛利元就は、正親町天皇の、御即位の大禮も行はせられず、空しく數年を過させ給ふを愷き、穀一千石を献トて、其の禮典を擧げさせ給ふ費を助けたり。

尊王愛國ハ臣民ノ通義ナリ。

明治二十六年十月十日印刷
同 年十月十三日發行

定價金七錢

著作者 渡邊政吉

發行者 東京市本郷區森川町壹番地 金港堂書籍會社

全日本橋區本町三丁目十七番地

代表者 原亮三郎

全下谷區龍泉寺町四百十番地

印刷者 日置九郎

全日本橋區本町三丁目十七番地



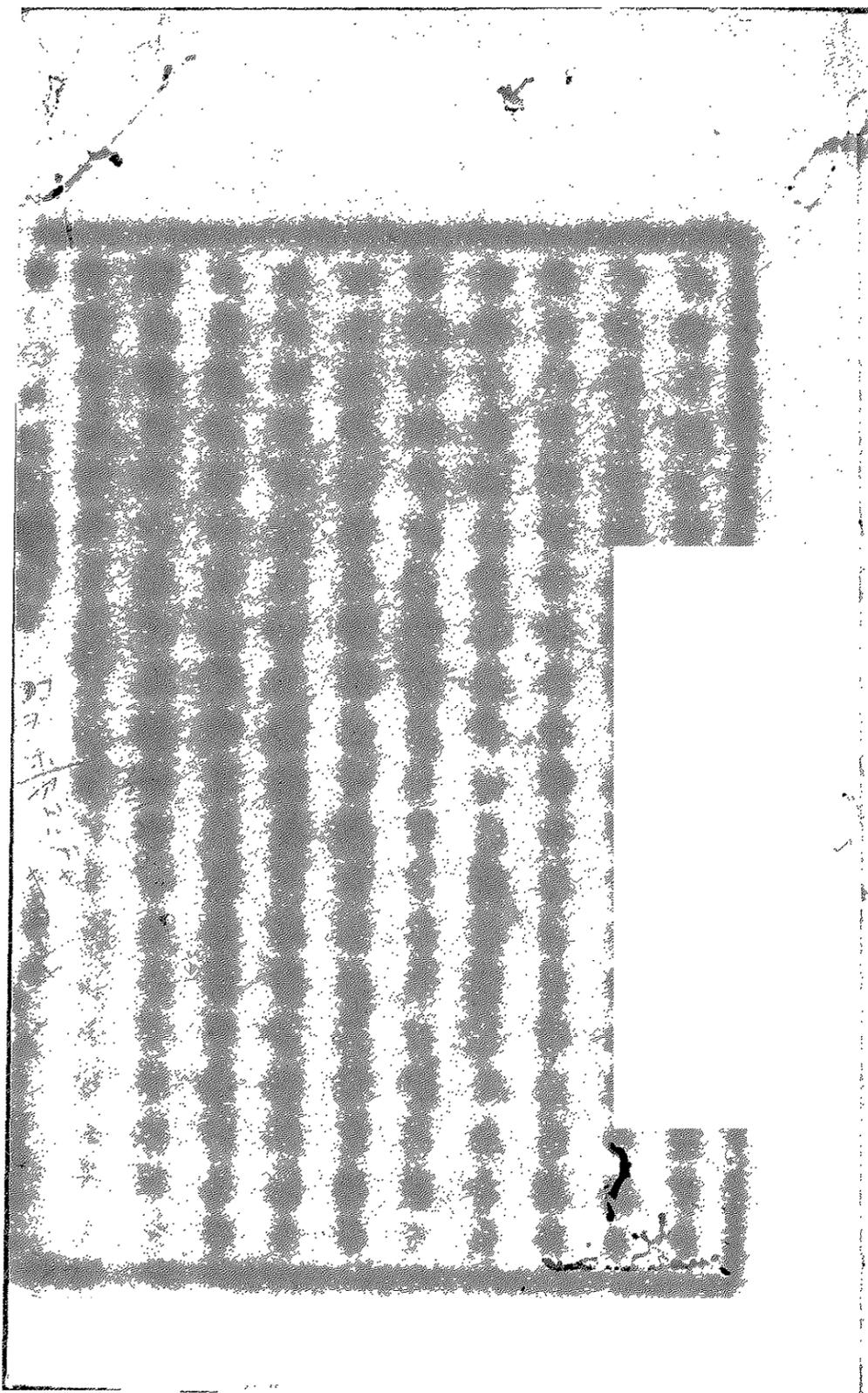
印刷所 金港堂書籍會社

全日本橋區本町三丁目十七番地

賣捌所 大坂市東區南本町四丁目

金港堂

宮城縣仙臺市國分町五丁目



圖書 和圖書 遡



a 1384007402 a

福岡教育大学蔵書